

平成 26 年 2 月 吉日

消費税法改正に伴う健診・検査に係る消費税率適用及び価格の表示についてのご案内

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布され、平成 25 年 10 月 1 日正式に、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5% から 8% に引上げられることが決定いたしました。

つきましては、ご請求時の消費税率の取り扱い及び価格表示の方法につきまして、下記の通りとなりますのでご案内させていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税率の適用について

- ・平成 25 年 9 月 30 日までに取り交わさせていただきましたご契約に伴うご請求は 5% を適用いたします。
- ・平成 25 年 10 月 1 日以降に取り交わさせていただきましたご契約につきましては、結果ご報告書及びご請求書のお引渡ししが平成 26 年 3 月 31 日までのものは 5%、結果ご報告書及びご請求書のお引渡ししが平成 26 年 4 月 1 日以降となる場合は 8% を適用させていただきます。
- ・平成 26 年 4 月 1 日以降のご契約に伴うご請求は 8% を適用いたします。

※上記の消費税率の適用については国税庁の文書に基づいています。詳しくは国税庁文書をご参照ください。

◇納税義務の成立の時期 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6141.htm>

国内取引の場合には、課税資産の譲渡や貸付け及び役務の提供をした時に消費税の納税義務が成立します。

◇役務の提供 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6141.htm>

請負による役務の提供の時期は、原則として、物の引渡しを要する請負契約にあつては目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあつてはその約した役務の全部の提供を完了した日です。

◇税率引き上げに伴う経過措置と対象となる契約の内容（内容については下記をご参照ください）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

問 24 （「その他の請負に類する契約」の範囲）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/201303.pdf>

2. 価格表示方法について

平成 26 年 4 月 1 日より、原則、税抜き価格表示（外税）とし、別途消費税率を加算させていただきます。

以上

問合せ先

公益財団法人 神奈川県予防医学協会

総務部 TEL 045-641-8501